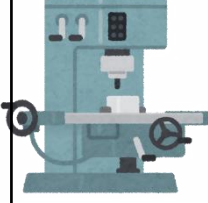


燕市で先端設備等導入計画の認定を受けたみなさまへ

固定資産税軽減の適用には手続きが必要です。

令和5年3月31日取得分まで（旧地方税法附則第64条）

設備を取得した初年度の申告では、忘れずに下記の手続きをおこなってください。

対象者	<ol style="list-style-type: none">1. 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人2. 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人3. 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 <p>1～3のうち、燕市で先端設備等導入計画の認定を受けた者</p> <p>※ただし、以下の法人は特例措置の対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none">・同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人																						
要件	<ol style="list-style-type: none">1. 先端設備等導入計画の認定（変更認定）後、令和5年3月31日までに取得したもの2. 生産性向上の指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの（事業用家屋は除く）3. 中古資産でないもの4. 生産、販売活動等に直接使用するもの5. 設備の種類・最低取得価額・販売開始時期について（下記の表を参照） <table border="1" data-bbox="252 896 1372 1254"><thead><tr><th>設備の種類</th><th>最低取得価額</th><th>販売開始時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>機械及び装置</td><td>160万円以上</td><td>10年以内</td></tr><tr><td>測定工具・検査工具</td><td>30万円以上</td><td>5年以内</td></tr><tr><td>器具及び備品</td><td>30万円以上</td><td>6年以内</td></tr><tr><td>建物附属設備 （償却資産に該当するもの）</td><td>60万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>構築物</td><td>120万円以上</td><td>14年以内</td></tr><tr><td>事業用家屋※</td><td>120万円以上</td><td>新築</td></tr></tbody></table> <p>※先端設備（取得価額合計300万円以上の設備）を設置するために取得した事業用家屋。 ※事業用家屋で特例措置を受けたい場合は、下記の手続きとは別の手続きが必要のため、 税務課資産税2係（家屋担当）Tel0256-77-8148までお問合せください。</p>	設備の種類	最低取得価額	販売開始時期	機械及び装置	160万円以上	10年以内	測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内	器具及び備品	30万円以上	6年以内	建物附属設備 （償却資産に該当するもの）	60万円以上	14年以内	構築物	120万円以上	14年以内	事業用家屋※	120万円以上	新築	
設備の種類	最低取得価額	販売開始時期																					
機械及び装置	160万円以上	10年以内																					
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内																					
器具及び備品	30万円以上	6年以内																					
建物附属設備 （償却資産に該当するもの）	60万円以上	14年以内																					
構築物	120万円以上	14年以内																					
事業用家屋※	120万円以上	新築																					
特例率等	適用期間：3年 特例率：ゼロ																						
手続き	<ol style="list-style-type: none">1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）「11 課税標準の特例」の「有」に○印を付けてください。2. 種類別明細書の該当設備の部分に以下の事項を記載してください。 ・摘要欄…「特例資産／旧地方税法附則第64条」3. 添付書類として、次に掲げる①～③を全て添付して提出してください。リース会社の申告の場合は、④⑤も必要です。 <ol style="list-style-type: none">①認定を受けた先端設備等導入計画（変更）申請書及び計画書一式のコピー※注1②先端設備等導入計画（変更）認定書のコピー※注1③取得設備の工業会証明書のコピー（複数の設備がある場合は、全て）④リース契約書のコピー⑤公益社団法人リース事業協会が確認した「固定資産税軽減計算書」のコピー <p>注1：同一年内に計画変更等により2回以上に分けて認定を受け設備を取得した場合は、認定の都度の書類が必要です。</p> <p>注2：設備を取得した初年度の申告で手続を行うことで、次年度以降はその設備に関する①～⑤の書類の提出は不要となります。</p>																						

お問い合わせ（受付時間：開庁日の8:30～17:15）

固定資産税特例関係（償却資産申告）：燕市役所税務課資産税係 Tel0256-77-8146（直通）
先端設備等導入計画関係：燕市役所商工振興課新産業推進係 Tel0256-77-8232（直通）

ケース別の償却資産申告書の作成例

ケース1

令和5年に先端設備等導入計画の認定を受け、計画に基づく設備を令和5年3月31日までに取得した。

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「11 課税標準の特例」の「有」に○印
- 種類別明細書の該当設備の摘要欄に「特例資産／旧地方税法附則第64条」と記載

【添付書類】

- 認定を受けた先端設備等導入計画申請書及び計画書一式のコピー
- 先端設備等導入計画認定書のコピー
- 取得設備の工業会証明書のコピー（複数の設備がある場合は、全て）

ケース2

①先端設備等導入計画の認定を受けて、すでに特例を受けている資産がある。

②その後令和5年に**変更**計画の認定を受け、**変更**計画に基づく設備を令和5年3月31日までに取得した。

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「11 課税標準の特例」の「有」に○印
- 種類別明細書の①の該当設備の摘要欄に「特例資産／適用条項」を記載
- 種類別明細書の②の該当設備の摘要欄に「特例資産／旧地方税法附則第64条」と記載

【添付書類】

- ②の認定を受けた先端設備等導入計画**変更**申請書及び**変更**計画書一式のコピー
- ②の先端設備等導入計画**変更**認定書のコピー
- ②の設備の工業会証明書のコピー（複数の設備がある場合は、全て）

※①の特例を受けている設備については、添付書類は不要です。

ケース3

①令和5年に先端設備等導入計画の認定を受け、令和5年3月31日までに設備Aを取得した。

②その後、令和5年に**変更**計画の認定を受け**変更**計画に基づく設備Bも令和5年3月31日までに取得した。

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「11 課税標準の特例」の「有」に○印
- 種類別明細書の①②の該当設備の摘要欄に「特例資産／旧地方税法附則第64条」と記載

【添付書類】

- 設備A取得のための認定を受けた先端設備等導入計画申請書及び計画書一式のコピー
- 設備A取得のための先端設備等導入計画認定書のコピー
- 設備Aの工業会証明書のコピー（複数の設備がある場合は、全て）
- 設備B取得のための認定を受けた先端設備等導入計画**変更**申請書及び**変更**計画書一式のコピー
- 設備B取得のための先端設備等導入計画**変更**認定書のコピー
- 設備Bの工業会証明書のコピー（複数の設備がある場合は、全て）